

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、日曜に當る)

条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第四十九号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例

(目的)

この条例は、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十

一号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び過疎地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人に係る県税の課税免除について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

(課税免除)

第二条 過疎地域内において租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六

号)第十二条の二第一項第一号又は第四十五条第一項第一号の規定の適用を受ける設備(以下「設備」という。)を新設し、又は増設した者に

する条例

鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

胞衣埋没取締条例を廃止する条例

一 事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降三年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に

係るものとして過疎地域対策緊急措置法施行令第八条第一項第一号の額の計算に關する省令(昭和四十五年自治省令第十四号)の規定により計算した額に対して課する額

次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、設備又はその敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から三十日以内に県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称

二 事業の種類及び製品名

三 事業計画

四 設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

五 その他参考となるべき事項

2 前条第二項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の三月十五日までに県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名

二 事業の種類

3 個人又はその同居の親族の労力によつて畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なつた日数の合計及び当該事業の当該年における延べ労働日数

四 その他参考となるべき事項

3 知事は、前二項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

4 第四条 前条第一項若しくは第二項の規定による期限内に正当な理由なくして届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同条第一項又は第二項の届出をした者又は正当な理由なくして同条第三項の調査を

(課税免除の届出等)

第三条 前条第一項の規定により県税の課税を受けないとなる者は、

拒み、若しくは妨げた者に対しても、第二条の規定は適用しないものとする。

(適用除外)

第五条 第二条第一項の規定により県税の課税を受けないこととなる者については、新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の規定は、適用しない。

(委任)

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(経過措置)

2 第二条第一項の規定により県税の課税を受けないこととなる者で昭和四十五年五月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものについては、第三条第一項の規定により提出すべき届出書の提出期限は、同条同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三十日を経過した日とする。

恩給の年額の昭和四十五年改定に關する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第五十号

恩給の年額の昭和四十五年改定に關する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和四十五年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十五号）による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「改正後の年金条例」という。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）した県吏員等又はこれらの者の遺族として退職年金又は遺族年金を受ける者（次項に規定する者を除く。）については、昭和四十五年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則（以下「旧給与条例等」という。）がこれら者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者が旧給与条例等の規定により受けるべきであつた退職年金又は遺族年金について恩給の年額の昭和四十年改定に關する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第三十二号）第一条、恩給の年額の昭和四十二年改定に關する条例（昭和四十二年十月鳥取県条例第二十七号）第一条第一項第一号、恩給の年額の昭和四十三年改定に關する条例（昭和四十三年十月鳥取県条例第三十三号）第一条第一項及び恩給の年額の昭和四十四年改定に關す

る条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第四号。以下「条例第四号」という。）第一条の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した県吏員等又はこれらの者の遺族で、条例第四号第二条の規定により退職年金又は遺族年金の年額を改定されたものに給する退職年金又は遺族年金の年額の改定について準用する。

(職權改定)

第三条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第二条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料の年額	仮定給料年額
一四九、四〇〇 円	一六二、五〇〇 円
一五三、五〇〇	一六六、九〇〇
一五七、一〇〇	一七〇、八〇〇
一六二、二〇〇	一七六、四〇〇
一六五、二〇〇	一七九、七〇〇
一七一、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一七九、三〇〇	一九五、〇〇〇

一八八、〇〇〇	二〇四、五〇〇
一九六、五〇〇	二二三、七〇〇
二〇五、三〇〇	二二三、三〇〇
二一三、九〇〇	二三二、六〇〇
二三二、六〇〇	二四二、一〇〇
二三八、二〇〇	二四八、二〇〇
二三三、七〇〇	二五四、一〇〇
二四〇、一〇〇	二六一、一〇〇
二四九、二〇〇	二七一、〇〇〇
二五六、九〇〇	二七九、四〇〇
二六四、三〇〇	二八七、四〇〇
二七三、一〇〇	二九七、〇〇〇
二八二、一〇〇	三〇六、八〇〇
二九一、八〇〇	三二七、三〇〇
三〇一、六〇〇	三三八、〇〇〇
三一三、九〇〇	三四一、四〇〇
三一一、五〇〇	三四九、六〇〇
三三一、六〇〇	三六〇、六〇〇
三四一、三〇〇	三七一、二〇〇
三六〇、八〇〇	三九二、四〇〇
三六五、九〇〇	三九七、九〇〇
三八〇、七〇〇	四一四、〇〇〇
四〇〇、五〇〇	四三五、五〇〇
四三六、四〇〇	四五九、四〇〇

四三三、五〇	四四四、一〇	四四五、一〇	四六八、三〇	四九四、三〇	五〇七、二〇	五四六、六〇	五二〇、六〇	五七二、八〇	五七九、六〇	六〇一、二〇	六三一、九〇	六六一、三〇	六八一、二〇	六九九、五〇	七三六、六〇	七七三、八〇	七八一、二〇	八一〇、七〇	八四九、六〇	八八一、六〇	八四七、九〇	八八五、二〇	九二二、一〇	一、〇〇二、八〇	一、〇二八、一〇	一、〇五五、二〇	九七〇、三〇	九一八、二〇	一、一〇七、三〇																																														
四七一、四〇〇	四八三、〇〇〇	四九九、七〇	五〇九、三〇	五三七、六〇	五六一、六〇	五六六、二〇〇	五九四、四〇〇	六二二、九〇	六三〇、三〇	六五三、八〇	六八七、二〇〇	七二〇、三〇	七四〇、七〇	七六〇、七〇	八〇一、一〇	一、三九〇、一〇	一、四一五、九〇	一、四六八、一〇	一、五二〇、四〇〇	一、五四六、二〇〇	一、五七二、八〇	一、七一〇、四〇〇	一、〇六六、六〇	一、一五九、九〇	一、〇九〇、九〇	一、一八六、四〇	一、一四、五〇	一、一六一、五〇	一、二六四、二〇	一、二八四、五〇	一、二一〇、五〇	一、二五八、六〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四二五、九〇	一、四五四、九〇	一、四二五、六〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇	一、一五九、九〇	一、一八六、四〇	一、二二二、〇〇	一、二六四、二〇	一、二八八、一〇	一、三一六、四〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇	一、一五九、九〇	一、一八六、四〇	一、二二二、〇〇	一、二六四、二〇	一、二八八、一〇	一、三一六、四〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇
四九九、五〇	五〇九、三〇	五三七、六〇	五六一、六〇	五六六、二〇	五九四、四〇〇	六二二、九〇	六三〇、三〇	六五三、八〇	六八七、二〇	七二〇、三〇	七四〇、七〇	七六〇、七〇	八〇一、一〇	一、三九〇、一〇	一、四一五、九〇	一、四六八、一〇	一、五二〇、四〇〇	一、五四六、二〇	一、五七二、八〇	一、七一〇、四〇	一、〇六六、六〇	一、一五九、九〇	一、〇九〇、九〇	一、一八六、四〇	一、一四、五〇	一、一六一、五〇	一、二六四、二〇	一、二八四、五〇	一、二一〇、五〇	一、二五八、六〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇	一、一五九、九〇	一、一八六、四〇	一、二二二、〇〇	一、二六四、二〇	一、二八八、一〇	一、三一六、四〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇																			
五〇九、三〇	五三七、六〇	五六一、六〇	五六六、二〇	五九四、四〇〇	六二二、九〇	六三〇、三〇	六五三、八〇	六八七、二〇	七二〇、三〇	七四〇、七〇	七六〇、七〇	八〇一、一〇	一、三九〇、一〇	一、四一五、九〇	一、四六八、一〇	一、五二〇、四〇〇	一、五四六、二〇	一、五七二、八〇	一、七一〇、四〇	一、〇六六、六〇	一、一五九、九〇	一、〇九〇、九〇	一、一八六、四〇	一、一四、五〇	一、一六一、五〇	一、二六四、二〇	一、二八四、五〇	一、二一〇、五〇	一、二五八、六〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇	一、一五九、九〇	一、一八六、四〇	一、二二二、〇〇	一、二六四、二〇	一、二八八、一〇	一、三一六、四〇	一、三六八、七〇	一、四八二、六〇	一、四五四、九〇	一、四二五、九〇	一、五三九、八〇	一、五六一、七〇	一、五九六、六〇	一、六五三、四〇	一、六八一、五〇	一、七一〇、四〇																				

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一四九、四〇円未満の場合又は一、五七二、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に一・〇八七五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

鳥取県交通安全対策会議条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

鳥取県交通安全対策会議条例

(目的)

第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）

第十七条第五項の規定に基づき、鳥取県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第二条 会長は、会務を總理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第三条 部内の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ八人及び三人とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任ができる。

4 特別委員は、日本国有鉄道、日本道路公団その他の陸上交通に關する事業を當む公共的機関の役員又は職員のうちから知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に關する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第四条 会議に、幹事三十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事等)

第五条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に關し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公害に關る紛争の処理の手続に要する費用等に關する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十二号

公害に關る紛争の処理の手続に要する費用等に關する条例

第一条 この条例は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号。以下

「法」という。) 第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、和解の仲介、調停又は仲裁の手続に要する費用及び調停又は仲裁に係る申請手数料に必要な事項を定めることを目的とする。

(紛争処理の手続に要する費用)

第二条 法第四十四条第二項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 参考人又は鑑定人に支給した費用

二 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用

三 和解の仲介委員、調停委員、仲裁委員又は職員の出張に要する費用

四 呼出又は送達のための郵便料又は電信料

(申請手数料)

第三条 法第四十五条第二項の申請手数料の額は、一件につき、次の表のとおりとする。

紛争処理を求める事項の価額		金額
合計		
五十万円以下の場合	五百円	五百円
五百万円をこえ五千万円以下の場合	五百円に五十万円をこえる部分が一万円に達するごとに七円を加えた金額	五百円に五十万円をこえる部分が一万円に達するごとに七円を加えた金額
五千万円をこえ五千万円以下の場合	三千六百五十円に五百万円をこえる部分が一万円に達するごとに六円を加えた金額	三千六百五十円に五百万円をこえる部分が一万円に達するごとに六円を加えた金額
五千万円をこえる場合	三万六百五十円に五千万円をこえる部分が一万円に達するごとに五円を加えた金額	三万六百五十円に五千万円をこえる部分が一万円に達するごとに五円を加えた金額
五十五万円以下の場合	千円	千円
五十五万円をこえる場合	千円に五十五万円をこえる部分が一万円に達するごとに二十円を加えた金額	千円に五十五万円をこえる部分が一万円に達するごとに二十円を加えた金額

仲裁を求

の価額	めの事項
五百万円以下の場合	一万円に五百万円をこえる部分が一万円に達するごとに十五円を加えた金額
五千万円をこえる場合	七万七千五百円に五千万円をこえる部分が一万円に達するごとに十円を加えた金額

2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請により主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

3 公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号)第八条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき申請手数料の額と既に納付した申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料を納めなければならない。

(申請手数料の減免又は納付の猶予)

第四条 知事は、調停又は仲裁の申請をする者が貧困により法第四十五条第二項の申請手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該申請手数料を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十三号

鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例

(設置)

第一条 県が施行する土地区画整理事業の施行による建築物その他の工作物又は竹木土石等の移転又は除却に伴う損失の補償について調査審議させるため、鳥取県土地区画整理事業補償審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第三条 委員及び特別委員は、損失補償の額の算定に必要な学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特定の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務

を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十四号

土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行地区内における宅地等に関する民事上の紛争について、調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、もつて事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(調停の申立て)

第一条 事業の施行地区内における宅地又は宅地に存する建築物その他の工作物若しくは物件に関する民事上の紛争が生じた場合においては、当該紛争の当事者の一方又は双方は、知事に調停の申立てをすることができる。

(調停の付議)

第三条 知事は、前条の規定による調停の申立てがあつたときは、当該申立てに係る紛争が調停をするのに適当でないと認められるものである場合を除き、これを土地区画整理事業紛争調停委員会の調停に付するものとする。

(委員会の設置)

第四条 この条例で定めるところにより、紛争の調停を行なわせるため、土地区画整理事業紛争調停委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり置く。

鳥取駅前土地区画整理事業紛争調停委員会

米子駅前通り土地区画整理事業紛争調停委員会

(委員会の組織)

第五条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、施行地区内の宅地について所有権を有する者及び借地権を有する者並びに施行地区内の建築物について賃借権を有する者のうちから知事が任命する。

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(出頭の要求)

第九条 委員会は、調停を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者その他関係人の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(文書等の提出の要求)

第十条 委員会は、調停を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者その他関係人から当該調停に係る事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(調停案の作成)

第十一條 委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告するものとする。

(調停の打切り)

2 前項の調停案は、在任委員の過半数の意見で作成しなければならない。

第十二条 委員会は、申立てに係る紛争について、当事者間に合意が成立する見込みがないと認められるときは、調停を打ち切ることができる。

(雑則)

第十三条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石二朗

鳥取県条例第五十五号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第二項中「二十四万円」を「二十六万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する退職年金又は遺族年金で、七十歳以上の者又は七十

歳未満の遺族年金を受ける妻若しくは子に係るもの(昭和四十五年十月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「九万

六千円」とあるのは「十二万円」と、「四万八千円」とあるのは「六万円」とする。

第二条第三項中「給与事由の生じた」の下に「第一項に規定する」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた第二項に規定する退職年金又は遺族年金の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

第二条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、前条第二項に規定する者については適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第二条 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石二朗

鳥取県条例第五十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

二年十二月鳥取県条例第三十一号の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「者を含む。」以外の者を「者を含む。第三項において同じ。」以外の者に改め、同条第三項を次のように改める。

3 遺族補償年金の額は、補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 一人 百分の三十(五十五歳以上の妻又は第一項第四号の廃疾の状態にある妻である場合には百分の四十、これらの妻以外の妻で五十歳以上五十五歳未満のものである場合には百分の三十五)

二 二人 百分の四十五

三 三人 百分の五十

四 四人 百分の五十五

五 五人以上 百分の六十

附則第三条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改める。

別表中

二四〇
二二三
一八八
二四八
二一九
一九一
一六四
一四二
一一〇
一一七

を

二八〇
二二九
一九一
一六五
一四〇

鳥取県条例第五十七号

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二朗

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例
鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)
の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規定で定める日から施行する。
(経過措置)

鳥取県条例第五十八号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年十月五日

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
例第三十三号) の一部を次のように改正する。

第三条中「事務費」を「貸付事務費」に改める。

第四条第二号中「並びに償還期間の延長の決定」を「、償還期間の延長の決定並びに貸付金の償還免除」に改め、同条第三号中「貸付事業資金及び貸付事務費」を「貸付資金、欠損補てん金及び貸付事務費」に改め、同条第五号中「事務費」を「貸付事務費に係るもの」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三 世帯更生資金貸付事業収支予算書

別表の一中「以下同じ。」の下に「又は身体障害者世帯(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)の属する世帯をいう。以下同じ。)」を加え、ただし書を削る。

別表の二の4の中「又は補修する」を「補修し、又は保全する」に改める。

別表の二の5の(一)及び(二)中「又は高等専門学校」を「短期大学又は高等専門学校」に改める。

別表の二の6中「一年以内」を「原則として一年以内」に改める。

別表の三に次のただし書きを加える。

ただし、災害を受けたことにより更生資金生業費、身体障害者更生資

金生業費、住宅資金又は災害援護資金を貸し付ける場合における当該貸付金に係るすえ置期間は、当該災害の状況に応じ、それぞれ当該貸付金の最終貸付けの日から二年以内とすることができる。

別表の三の表の更生資金の項目中「一五〇、〇〇〇円」を「一一〇〇、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に、「一、五〇五〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表の身体障害者更生資金の項目中「一二五〇、〇〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項目中

同表の生活資金の項目中

すえ置期	間経過後	三年以内

すえ置期	間経過後	三年以内

貸付限度 場合と認められ る	特に必 要と認め られる

に改め、同表の修学資金の項目中

月額一、五〇〇円

高等学校又は高等専門 学校卒業後六月以内	月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後

高等学校又は高等専門 学校卒業後六月以内	月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後

月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後	月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後

月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後	月額一、五〇〇円 は高等専門学校卒業後

に、

に改める。

貸付限度 特に必要と認められる場合月額三、〇〇〇円以内
貸付期間 高等学校又は高等専門学校在学期間内

を

貸付限度 特に必要と認められる場合高等学校にあつては月額三、〇〇〇円以内、短期大学又は高等専門学校にあつては月額五、〇〇〇円以内
貸付期間 高等学校 短期大学又は高等専門学校在学期間中

第一条を次のように改める。(目的)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)以下「法」という。の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第八条に次の一号を加え、同条を第十条とし、第二条から第七条までを二条ずつ繰り下げる。

三 営業者から請求があつたにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき事項を告げなかつたとき。

第一条の次に次の二条を加える。

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第二条 法第三条第三項第三号の条例で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条に規定する図書館
二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に規定する博物館

物館

三 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十五号)の規定により設置された青年の家

四 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条
第二号に規定する准看護婦養成所

五 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第十四条に規定する専修職業訓練校及び高等職業訓練校

六 前各号に掲げるもののほか、主として児童が利用し、又は多数の児童が利用する施設で知事が指定したもの

七 知事は、前項第六号の指定をするときは、その旨を告示しなければならない

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十五年十月五日

鳥取県条例第五十九号

鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例(昭和三十三年十月鳥取

例

県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

鳥取県旅館業法施行条例

らない。

(許可を与える場合に意見を求めるべき者)

第三条 法第三条第四項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 國が設置する施設 当該施設の長

二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

三 前二号に掲げる施設以外の施設で所管のあるもの 当該所管の市町村の長

四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市町村の長

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

(家賃の決定)

第十条第一項を次のように改める。

家賃は、第九条第三項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日(第

二十四条第一項の明渡しの請求があつたときは、同条第二項の規定による指定期日)まで徴収する。

別表を次のように改める。

別表
第一種県営住宅

建設年度	団地名	所在地	戸数
二十五年	立川町二丁目	鳥取市立川町二丁目	一八
二十六年	富士見町	米子市富士見町	一八
二十七年	湯所町第一	鳥取市材木町	一一〇
二十八年	日ノ出町	米子市日ノ出町	一一〇
二十九年	明治町第一	倉吉市明治町	一一〇
三十年	明治町第二	倉吉市明治町	一一〇
三十一年	皆生第一	米子市皆生	一一〇

第九条の二 家賃は、法第十二条第一項の規定による限度額に国有資産等

所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第一項の規定により当該県営住宅につき交付すべき国有資產

等所在市町村交付金の額に相当する額の月割額を加えて得た額の範囲内において、規則で定める。

三十一年	皆生第二		米子市皆生	九
三十一年	花町		境港市花町	一〇
三十一年	川下町		鳥取市相生町二丁目	五
三十一年	皆生第三		米子市皆生	一二
三十一年	皆生第四		米子市皆生	九
三十一年	薬師町第二		鳥取市相生町二丁目	六
三十二年	福吉町		鳥取市福吉町	一二
三十三年	湖山町第一		鳥取市湖山町	一八
三十五年	住吉第一		米子市旗ヶ崎	四
三十五年	湖山町第三		鳥取市湖山町	四
三十五年	湖山町第四		鳥取市湖山町	四
三十六年	緑町第二		鳥取市卯垣	二
三十六年	ひばりが丘第三		鳥取市浜坂	四
三十八年	高松第三		米子市西福原	四
三十八年	福原第三		境港市竹内町	二
三十八年	東浜第一		鳥取市浜坂	八

三十八年	東浜第二	鳥取市浜坂	八
三十九年	東浜第三	鳥取市浜坂	四
三九年	東浜第四	鳥取市浜坂	六
三十九年	三柳第一	米子市両三柳	一六
四十年	誠道第一	境港市高松町	一三
四十年	誠道第二	境港市高松町	九
四十年	東伯第一	東伯郡東伯町大字逢東	八
四十一年	誠道第三	境港市高松町	一四
四十一年	浜坂第一	鳥取市浜坂	二四
四十一年	上井第一	倉吉市小田	二
四十二年	浜坂第二	鳥取市浜坂	一〇
四十二年	上井第三	倉吉市小田	二
四十二年	浜坂第四	鳥取市浜坂	二四
四十三年	三柳第六	米子市両三柳	一二
四十三年	上井第五	倉吉市小田	一二
四十三年	浜坂第七	鳥取市浜坂	三六

四十三年	三柳第十一	米子市両三柳	一六
四十三年	誠道第五	境港市高松町	八
四十四年	上井第七	倉吉市小田	二
四十四年	三柳第十四	米子市両三柳	二〇
四十四年	誠道第七	境港市高松町	八
四十四年	上粟島第一	米子市彦名町	二四
四十四年	浜坂第九	鳥取市浜坂	三四
四十五年	浜坂第十一	鳥取市浜坂	四一
四十五年	福守第一	倉吉市福守	二三
四十五年	上粟島第二	米子市彦名町	四二
四十五年	上粟島第四	米子市彦名町	二四
第二種県営住宅			
建設年度	団地名	所在地	戸数
二十七年	湯所町第二	鳥取市東町三丁目	一六
二十七年	湯所町第三	鳥取市材木町	三四
二十七年	緑町第一	鳥取市卯垣及び立川町五 丁目	二一七

三十六年	高松第四	境港市竹内町	八
三十七年	高松第五	米子市西福原	一八
三十八年	福原第二	米子市西福原	一六
三十九年	八幡第一	倉吉市余戸谷町	一八
三十八年	丸山	鳥取市丸山町	一八
三十九年	八幡第二	倉吉市余戸谷町	一八
三十九年	八幡第三	倉吉市余戸谷町	一八
三十九年	東浜第五	鳥取市浜坂	一八
三十九年	八幡第四	倉吉市余戸谷町	一八
四十年	八幡第五	倉吉市余戸谷町	一八
四十年	東浜第六	鳥取市浜坂	一八
四十年	三柳第一	米子市西三柳	一八
四十年	三柳第二	米子市西三柳	一八
四十年	三柳第三	米子市西三柳	一八
四十年	東伯第二	東伯郡東伯町大字逢東	一〇
四十年	美穂第一	鳥取市下味野	

四十三年	三柳第九	米子市両三柳	八
四十三年	三柳第十	米子市両三柳	二
四十三年	倉田	鳥取市数津	一〇
四十三年	国中	八頭郡郡家町大字米岡	八
四十三年	智頭	八頭郡智頭町大字智頭	一〇
四十三年	賀露港	鳥取市賀露町	二四
四十三年	三柳第十二	米子市両三柳	一六
四十三年	誠道第六	境港市高松町	八
四十三年	陰田第二	米子市陰田町	八
四十四年	浜坂第八	鳥取市小田	三
四十四年	上井第八	倉吉市小田	六
四十四年	三柳第十三	米子市両三柳	二四
四十四年	三柳第十五	米子市両三柳	一〇
四十四年	西郷	八頭郡河原町大字中井	八
四十四年	浦安	東伯郡東伯町大字下伊勢	八
四十四年	浜坂第十	鳥取市浜坂	八

胞衣埋没取締条例を廃止する条例をここに公布する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中第一種県営住宅の表の浜坂第十一団地、福守第一団地、上粟島第二団地及び上粟島第四団地に関する部分並びに第二種県営住宅の表の寿団地、浜坂第十二団地、福守第二団地、上粟島第三団地、美穂第三団地、宇倍野第二団地、岩美郡岩美町大字田後及び田後港団地に関する部分は、規則で定める日から施行する。

四十五年	上粟島第三	米子市彦名町	一六
四十五年	福守第二	倉吉市福守	一〇
四十五年	浜坂第十二	鳥取市浜坂	二三
四十五年	寿	鳥取市西品治	六
四十四年	赤崎港	東伯郡赤崎町大字赤崎	二四
四十四年	手間	西伯郡会見町天万	一〇
四十四年	宇倍野第一	岩美郡国府町大字町屋	一二

昭和45年10月5日 月曜日

鳥取県公報

(号外) 第73号 (第三種郵便物認可)

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第六十一号

胞衣埋没取締条例を廢止する条例

胞衣埋没取締条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第二十九号）は、廢止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。